

# 行政委員の報酬の在り方について

## 1 報酬額設定の考え方

- 行政委員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給することとされ、勤務態様等に特殊の事情があるものについては、条例で特別の定めをすることができるものとされている。  
(地方自治法第203条の2第2項)
- これらの報酬を日額とするか、月額とするかは、各都道府県において、その職員の職務内容や勤務態様等を考慮して具体的実情に応じ自主的に判断すべきものとされている。  
(行政実例：昭31.7.31自丁公発第109号)

## 2 本県の報酬額の変遷

○昭和38年4月1日

「山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例」施行

※ 行政委員ごとに条例で規定していたものを一本化

委員会の開催状況、全国の都道府県の状況、各委員の職務内容や勤務態様等を考慮して、教育委員、公安委員などは月額報酬とし、収用委員と内水面漁場管理委員は日額報酬とした。

※ 現行の額は、平成9年1月に改定

※ 月額報酬の日額化に向けた検討は、条例施行日以降行っていない。

○報酬額の改定

行政委員の報酬額の改定は、特別職報酬等審議会の審議を経て行う議員報酬や知事の給料の額の改定と併せて行っている。

## 3 現 状

【全国の状況(H22.7.1現在)】〈塗りつぶし部分が本県〉

	(本県 委員数)	月額制		併用制		日額制	
		実施 県数	本県金額(順位)	実施 県数	実施 県数	本県金額(順位)	
教育委員会 (除教育長)	委員長 (1人)	43	222,000円 (25/43)	2	2		
	委員 (4人)	43	189,000円 (24/43)	2	2		
選挙管理委員会	委員長 (1人)	41	177,000円 (35/41)	2	4		
	委員 (3人)	41	147,000円 (36/41)	2	4		
人事委員会	委員長 (1人)	43	210,000円 (25/43)	2	2		
	委員 (2人)	43	177,000円 (30/43)	2	2		
公安委員会	委員長 (1人)	44	210,000円 (29/44)	2	1		
	委員 (2人)	44	177,000円 (32/44)	2	1		
労働委員会	会長 (1人)	42	210,000円 (26/42)	2	3		
	公益委員 (4人)	42	177,000円 (31/42)	2	3		
	労働者委員 使用者委員 (10人)	42	153,000円 (31/42)	2	3		
監査委員 (除代表監査委員)	議会選出委員 (2人)	43	112,000円 (29/43)	2	2		
	識見者委員 (1人)	45	222,000円 (30/45)	2	0		
収用委員会	会長 (1人)	33		2	12	12,700円 (12/12)	
	委員 (6人)	33		2	12	11,300円 (12/12)	
内水面漁場 管理委員会	会長 (1人)	27		2	18	12,700円 (16/18)	
	委員 (9人)	27		2	18	11,300円 (16/18)	

※併用制 …… 基礎報酬部分を月額、勤務日に日額支給(青森県、熊本県)

## 4 裁判の動向

### ○ 月額による報酬の支給が違法と判断されたもの

#### (1) 平成21年1月22日大津地方裁判所判決

滋賀県選挙管理委員会・労働委員会・収用委員会のいずれの委員についても、違法と判断

※平成22年4月27日大阪高等裁判所判決で、

選挙管理委員会委員長の月額報酬を認める一方、そのほかの選管委員や労働委員会、収用委員会の委員への支出については違法との判決

判決の理由の中で、「選挙管理委員会の委員長の勤務は1か月に1週間程度であってそれなりの負担であり、計算による1日当たりの金額も著しく不合理なものでもないとの判断もあり得るといえる。」と触れている。

・選挙管理委員会委員長の1か月当たり平均勤務日数	： 4.70日
・そのほかの委員の1か月当たりの平均勤務日数は、	
労働委員会会長	： 2.88日
同委員	： 2.17日
収用委員会会長	： 2.22日
同委員	： 2.09日

### ○ 月額による報酬の支給が違法ではないと判断されたもの

いずれの案件も、月額報酬を採用したことについて議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものではないと判断

#### (1) 平成22年4月27日神戸地方裁判所判決

(兵庫県各行政委員会の委員への報酬)

#### (2) 平成22年7月15日名古屋地方裁判所判決

(愛知県各行政委員会の委員への報酬)

#### (3) 平成22年9月30日東京地方裁判所判決

(東京都選挙管理委員会委員への報酬)

## 5 全国知事会での検討状況

### ○ 行政改革プロジェクトチームによる中間報告（平成22年7月15日）

委員の報酬のあるべき姿、見直し基準や考え方について報告

- ・ 委員報酬について地方自治法の趣旨を十分に踏まえ、検討を進めるべき
- ・ 見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする。

## 6 日額化に向けた全国の動向

～日額化への見直しや検討が拡大している。～

### ① H21.1以降、条例を改正し見直し実施 10道県

- ・ 月額と日額の支給を併用 : 2県
- ・ ほとんど全部の委員会を日額化 : 2県
- ・ 収用委員会・内水面漁場管理委員会を日額化 : 4県
- ・ 収用委員会・内水面漁場管理委員会に加えて選挙管理委員会又は労働委員会を日額化 : 2県

### ② 今年度見直し予定 11県

### ③ 検討中 14県

(残り11都府県は、滋賀県の裁判（上記の大津地方裁判所判決の案件。現在、最高裁判所に係属中）の行方や全国の動向などを注視

(参考)

※本県における行政委員の勤務状況

				平成19・20年度 月間平均勤務日数
行政委員	月額報酬	教育	委員長	8.9日
			委員	3.4日
		選挙管理	委員長	4.1日
			委員	1.9日
		人事	委員長	5.7日
			委員	3.3日
		公安	委員長	7.9日
			委員	7.8日
		労働	会長	2.3日
			委員	1.5日
	監査	議会選出委員	3.3日	
		識見者委員	4.0日	
	日額報酬	収用	会長	4.0日/年
			委員	1.0日/年
		内水面 漁場管理	会長	4.0日/年
			委員	4.0日/年

※常勤である教育長と代表監査委員は除く。